

群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に対応して新たに県が設立した制度融資（以下、「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第3条 補助金の額は、当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月末日までの間に支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額6千万円を補助対象限度額とする。

(補助期間)

第4条 補助金を交付する期間は、令和2年8月14日までの保証申込受付分については、補助対象者が融資を受ける日から起算して7年間とし、令和2年8月15日以降の保証申込受付分については、補助対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

2 令和2年8月14日以前に保証申込受付額が融資枠2,800億円に達した場合、前条の規定にかかわらず、融資枠2,800億円に達した日の翌日以降の保証申込受付分については、補助金を交付する期間は、補助対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補助金の交付を受けようとする受給資格者は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、受給資格者に補助金の交付の申請、請求及び受領に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 受任者は、補助金の金額と申出書等の内容を確認し、第3条による補助金の金額をとりまとめて交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 委任状(様式第3号)

二 申請者に対する、法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し

三 支払利子額を証明する書類

四 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 融資実行日から3年後の応当日が属する期については、前項の交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に代えて、交付申請書兼実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

3 第1項、第2項における提出期限は、2月1日から同年9月末日までに発生する利子(以下、「上半期分」という。)については10月末日、10月1日から翌年1月末日までに発生する利子(以下、「下半期分」という。)については2月末日とする。

4 2回目以降の交付申請においては、第1項の第1号、第2号の書類を省略することができる。

5 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第4号)及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

2 融資実行日から3年後の応当日が属する期については、前項の交付決定通知書(様式第4号)に代えて、交付決定通知書(様式第5号)により、受任者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 県は、前条の補助金の交付決定の通知後、速やかに受任者へ補助金を交付するものとする。

2 受任者は前項の支払いがあった後、速やかに受給資格者の指定口座に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は受給資格者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 当該制度融資の貸付けに際し又は貸付け後、虚偽の申し出又は報告をしたとき。
- 二 当該制度融資をその借入れの目的以外の目的に使用したとき。
- 三 事業を中止し、又は廃止したとき。ただし、親族等が当該経営を承継する場合は除く。
- 四 当該制度融資に係る保証を付した群馬県信用保証協会が取扱金融機関から代位弁済請求をされたとき。
- 五 その他知事が特に必要と認めるとき。

(書類の保存)

第10条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則 (令和2年5月1日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月16日)

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年6月22日保証申込受付分から適用する。

附 則 (令和2年7月30日)

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

附 則 (令和3年1月12日)

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

附 則 (令和3年1月21日)

この要綱は、令和3年1月21日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。

(様式第 1 号)

年 月 日

群馬県知事

(申請者 (受任者))

所在地:

法人名:

代表者氏名:

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 添付資料
 - ・ 利子証明 (明細) 書 (別紙)

(様式第2号)

年 月 日

群馬県知事

(申請者(受任者))

所在地:

法人名:

代表者氏名:

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 _____ 円 (A)

① (A)のうち3年後の応当日前日までの期間に係る補助金交付申請額
_____ 円 (B)

② (A)のうち3年後の応当日以降の期間に係る補助金交付申請額
_____ 円 (C)

2. 添付資料

- ・利子証明(明細)書(別紙)

(様式第3号)

委任状

当社（私）は、（所在地）

を代理人と定め、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第5条に基づき、利子補給金の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給金を交付するにあたり、群馬県は同代理人へ交付を行った後、同代理人が以下の口座へ振り替えることを承諾します。

（振り替え先口座）

金融機関名： _____

支店名： _____

預金種別： 普通 ・ 当座 _____

口座番号： _____

口座名義（カタカナ）： _____

（注）口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先：

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

(様式第4号)

令和 年 月 日

(受任者)

所在地：

法人名：

代表者氏名：

群馬県知事

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定通知書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 金 円

2. 添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定額一覧表

(様式第5号)

令和 年 月 日

(受任者)

所在地：

法人名：

代表者氏名：

群馬県知事

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定通知書

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円 (A)

① (A) のうち3年後の応当日前日までの期間に係る交付決定額 _____ 円 (B)

② (A) のうち3年後の応当日以降の期間に係る交付決定額 _____ 円 (C)

2. 添付資料

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定額一覧表